

iDeCo（個人型確定拠出年金）は、 「年単位」で、掛金額を設定することもできます

iDeCoで積み立てる掛金額を決めるときは、

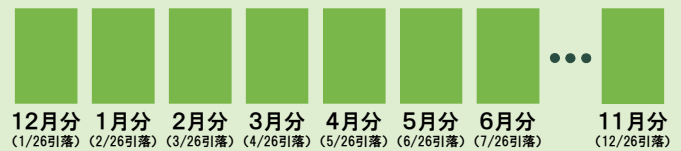
- ✓「毎月定額で拠出する」と「月ごとに掛金額を設定する」のいずれかから掛金の拠出方法を選択できます。
- ✓掛金の拠出方法によって、お手続きや手数料の負担額が異なりますので、あらかじめご注意ください。

1 掛金の拠出方法

毎月定額で拠出する場合（基本的な取扱）

- 1ヵ月あたりの掛金額は5,000円以上、1,000円単位で設定します。
- 1ヵ月あたりの拠出限度額（上限）は次ページをご参照ください。

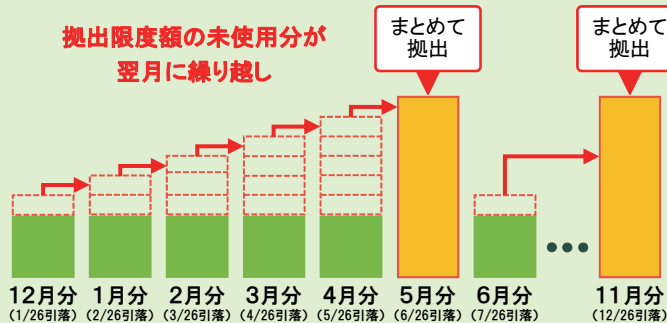
→ 毎月掛金額を同じにする場合



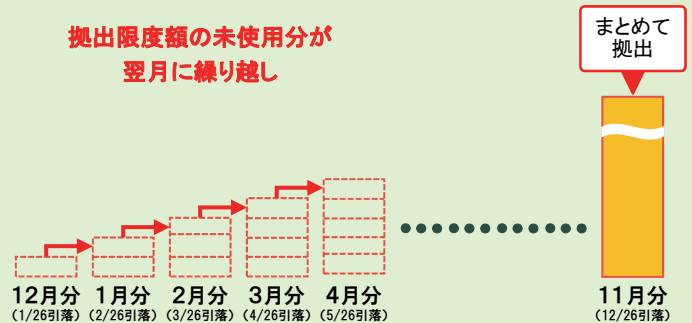
月ごとに掛金額を設定する場合

- 1回あたりの掛金額は、「5,000円×前回拠出からの月数」を下限とし、1,000円単位で設定します。
- 掛金額が「その月の拠出限度額（上限）」に満たない場合は、未使用分が翌月に繰り越されます。数ヵ月分をまとめて拠出する場合は、「1ヵ月あたりの拠出限度額」と「繰り越された未使用分」の合計額が拠出できる掛金の上限となります。

→ 半年ごとに掛金額を増額する場合



→ 1年分をまとめて拠出する場合



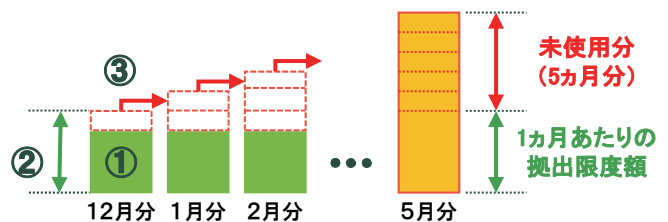
※ 掛金を拠出する期間は、12月分から翌年11月分の1年を「拠出単位期間」としています。

11月分の掛金で未使用分があった場合は、12月分への繰り越しはできません。

たとえば

第2号被保険者（他に企業年金のない会社員）
が半年ごとに掛金を多くする場合

- ① 通常月の掛金 : 20,000円
- ② 1ヵ月あたりの拠出限度額 : 23,000円
- ③ 毎月の未使用分 : 3,000円



→ 5月分と11月分の掛金額を増額したいとき、
「23,000円 + 3,000円 × 5ヵ月分 = 38,000円」
が上限となります。

※ 上記はあくまでもイメージです。

拠出限度額(掛金の上限)は、 右記のとおりです

- iDeCoでは、右記の加入区分ごとに拠出限度額が決まっています。
- 拠出限度額を超えた掛金拠出の設定はできません。

加入区分	拠出限度額
自営業者など (第1号被保険者)	年額 81.6万円 (1ヵ月あたり 6.8万円)
企業年金がある会社員 (第2号被保険者)	年額 14.4万円 (1ヵ月あたり 1.2万円)
企業年金がない会社員 (第2号被保険者)	年額 27.6万円 (1ヵ月あたり 2.3万円)
公務員など (第2号被保険者・共済組合員)	年額 14.4万円 (1ヵ月あたり 1.2万円)
専業主婦など (第3号被保険者)	年額 27.6万円 (1ヵ月あたり 2.3万円)

2 手数料

スターターキットに同封される『手数料のご案内』を合わせてご参照ください。

- iDeCoに加入している間は、掛金拠出のたびに手数料が差し引かれます。
- 掛金を拠出する回数によって、手数料の負担額が変わってきます。

金額(消費税込)

支払先	毎月拠出する場合 (増額のケースはこちら)	年4回にわけて まとめて拠出する場合	年1回でまとめて 拠出する場合
国民年金基金連合会	毎月 103円 (年間 1,236円)	1回 あたり 103円 (年間 412円)	1回 あたり 103円 (年間 103円)
運営管理機関(※)	毎月 255円 (年間 3,060円)	毎月 255円 (年間 3,060円)	毎月 255円 (年間 3,060円)
事務委託先金融機関(※)	毎月 64円 (年間 768円)	毎月 64円 (年間 768円)	毎月 64円 (年間 768円)
合計	毎月 422円 (年間 5,064円)	(年間 4,240円)	(年間 3,931円)

(※)掛金を拠出しない月分の手数料は、「前回拠出月からの月数分」の手数料が掛金からまとめて差し引かれます。

毎月定額で拠出する場合、
積立投資が大きな力
になることもあります



iDeCoは、掛金を自分で運用しながら、年金を積み立てていく仕組みです。1年分をまとめて拠出する場合、相対的に1回の拠出で運用商品を購入する金額も大きくなるため、その時のマーケットに大きく影響を受けることになります。

一方、毎月拠出をする場合、商品の価格が上がったときの購入量が少なくなります。価格が下がったときは多くの量が購入できます。このため、マーケットの影響を抑えながら、安定的な積立につなげることができます。

3 お手続の方法(月ごとに掛金額を設定する場合)

- iDeCoのご加入の際、「**月ごとに掛金額を設定する**」ことを希望されるときは、「**個人型年金加入申出書**」に加えて、「**加入者月別掛金額登録・変更届**」(右記参照)にご記入いただき、事前に拠出の年間計画を設定していただく必要があります。

※掛金は経過した月の分のみ納付可能となるため、国民年金の保険料と異なり、前納することができません。

※iDeCoの掛金額は、12月分(1月引落)から翌年11月分(12月引落)の1年間(拠出単位期間)で、1回にかぎり変更することができます。

■加入者月別掛金額登録・変更届

The form is titled '加入者月別掛金額登録・変更届' (Monthly Contribution Registration/Change Form). It contains personal information fields and two tables for contribution amounts.

2. 当年の掛金額の指定		3. 翌年以降の掛金額の指定	
月	掛金額	月	掛金額
1月	円	1月	円
2月	円	2月	円
3月	円	3月	円
4月	円	4月	円
5月	円	5月	円
6月	円	6月	円
7月	円	7月	円
8月	円	8月	円
9月	円	9月	円
10月	円	10月	円
11月	円	11月	円
12月	円	12月	円
合計		合計	

三井住友銀行の確定拠出年金に関するお問い合わせ

J-PECコールセンター(SMBC担当)

0120-758-905(通話料無料)
月～金 9:00～21:00 土日 9:00～17:00

※ 祝日・12月31日～1月3日を除く。
また土日はシステムメンテナンスによりご利用いただけない場合があります。